

国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (安全衛生管理責任者)                      第6条 (略)                      2 安全衛生管理責任者は、安全衛生管理者、衛生管理者、安全管理担当者、衛生管理担当者及び作業主任者を指揮し、次の各号に掲げる業務を統括管理する。                      (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。                      (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。                      (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。                      (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。                      (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務。                      (安全衛生管理者)                      第7条 前条第2項各号に定める業務の具体的事項を管理するため、安全衛生管理者を置く。                      2 安全衛生管理者は、別表第2に定める職にある者をもって充てる。                      第3章 安全衛生対策                      第4節 健康の保持増進                      (作業環境測定)                      第30条 学長は、施行令第21条で定める有害業務を行う屋内作業場その他の作業場について、法令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、その結果を記録しなければならない。</p>	<p>本則                      (略)                        第3章 安全衛生対策                      第4節 健康の保持増進                      (作業環境測定)                      第30条 学長は、施行令第21条で定める作業環境測定を行うべき作業場について、安衛法第65条に定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、その結果を記録しなければならない。</p>	

<p>2 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(健康診断) 第31条 学長は、<u>法令で定めるところにより</u>次の各号に掲げる健康診断を行わなければならない。</p> <p>(1) 一般健康診断 ア・イ (略) ウ <u>法令で定める特定業務従事者の健康診断</u></p>	<p>2 (略) (揭示) <u>第30条の2 特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)第38条の3に定める特別管理物質を取り扱う作業場の責任者は、次の事項を、当該作業場において作業に従事する者が見やすい箇所に掲示しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>特別管理物質の名称</u> (2) <u>特別管理物質の人体に及ぼす作用</u> (3) <u>特別管理物質の取扱い上の注意事項</u> (4) <u>使用すべき保護具</u></p> <p>(作業の記録) <u>第30条の3 前条の特別管理物質を取り扱う作業場の責任者は、当該作業場において常時作業に従事する者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを30年間保存するものとする。また、作成した記録の写しを毎年度末に学長及び部局長に送付するものとする。</u></p> <p>(1) <u>作業従事者の氏名</u> (2) <u>従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間</u> (3) <u>特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急の措置の概要</u></p> <p>(健康診断) 第31条 学長は、<u>安衛法第66条に定めるところにより</u>次の各号に掲げる健康診断を行わなければならない。</p> <p>(1) 一般健康診断 ア・イ (略) ウ <u>労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第45条に定める特定業務従事者の健康診断</u></p>	
--	--	--

エ (略)

(2) 特殊健康診断

ア 有害業務に従事する職員の健康診断

イ 一定の有害業務に従事した後、配置転換した職員の健康診断

ウ 特定の業務に従事する職員の歯科医師による健康診断

2～5 (略)

別表第2(第6条、第7条、第9条関係)

組織及び施設等	安全衛生管理責任者	安全衛生管理者
本部	事務局長	財務部施設整備課長
工学府	工学府長	小金井地区事務部事務長及び専攻長等
(略)	(略)	(略)
生物システム応用科学府	生物システム応用科学府長	事務局長付課長(大学院生物システム応用科学府担当)及び専攻長等
(略)	(略)	(略)
環境安全管理センター	環境安全管理センター長	財務部施設整備課長
(略)	(略)	(略)

エ (略)

(2) 特殊健康診断

ア 施行令第22条第1項に定める有害な業務に従事する職員の健康診断

イ 施行令第22条第2項に定める有害な業務に従事した後、配置転換した職員の健康診断

ウ 施行令第22条第3項に定める有害な業務に従事する職員の歯科医師による健康診断

2～5 (略)

別表第2(第6条、第7条、第9条関係)

組織及び施設等	安全衛生管理責任者	安全衛生管理者
本部	事務局長	総務部総務課長
工学府	工学府長	小金井地区事務部事務長及び専攻長等
(略)	(略)	(略)
生物システム応用科学府	生物システム応用科学府長	小金井地区事務部事務長及び専攻長等
(略)	(略)	(略)
環境安全管理センター	環境安全管理センター長	総務部総務課長
(略)	(略)	(略)

附 則 (教規程第 56 号)

この規程は、平成 27 年 6 月 29 日から施行し、平成 27 年 6 月 1 日から適用する。ただし、別表第 2 の改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から施行し、生物システム応用科学府の安全衛生管理者については平成 27 年 4 月 1 日から適用する。